

Ⅲ 学習

1 教務関係

- 1) 学期
- 2) 授業時間
- 3) 単位
- 4) 単位の修得
- 5) 授業評価
- 6) 履修登録
- 7) 再履修
- 8) 休講・補講・集中講義・授業時間割表
- 9) 試験等の受験心得

2 履修関係

- 1) 卒業の要件
- 2) 授業科目 2023年度入学生適用
- 3) 2023年度教育課程表
- 4) 各種資格
- 5) 教職課程
- 6) 放送大学単位互換について
- 7) 札幌圏大学・短期大学間
単位互換協定について

3 学費等納付金について

- 1) 学費等納付金
- 2) 別途徴収となる実習費・履修費
- 3) 納付期日

1. 教務関係

1) 学期

学年を分けて、次の2学期とします。

前学期 4月1日から9月30日まで

後学期 10月1日から翌年3月31日まで

2) 授業時間

平常の授業は授業時間割表に従って次の時間で行われます。

1 講目	9 : 00~10 : 30
2 講目	10 : 40~12 : 10
3 講目	13 : 10~14 : 40
4 講目	14 : 50~16 : 20
5 講目	16 : 30~18 : 00
6 講目	18 : 10~19 : 40

3) 単位

単位とは、授業科目の修得に必要な学修量を測る基準となるものです。大学で開講しているすべての授業科目には、履修した場合に与えられる単位数が設定されています。単位制度とは、各授業科目に配当されている単位を履修し、その単位数を一定以上修得することで卒業できる制度のことです。大学での学修は与えられるものではなく、自ら行うものです。単位を修得するには、教室内における学修だけではなく、教室外での自学自習が必要になります。単位は、授業に出席し受講するだけでなく、自習を行い、さらに試験その他の方法によって合格と判定されなければなりません。すなわち、単位は、これらを総合した結果、認定されるものなのです。1単位の授業科目は、標準として、教室外での自学自習もあわせて、45時間の学修を必要とする内容で構成されています。本学では、授業の方法、教育効果、授業時間外に必要な自学自習等を考慮して、次の基準によって計算しています。

1 単位の授業科目に必要な学修時間

授業形態	授業時間	自習時間	計
講義・演習	15時間	30時間	45時間
実験・実習・実技	30時間	15時間	

(例：2単位の講義・演習科目)

毎週2時間の授業に対して4時間の自学自習を必要とし、15週の実施をもって2単位とします。

4) 単位の修得

①単位認定を受ける資格

- ・履修登録をしたもの。
- ・受講科目について出席時間数が授業時間数の2/3以上出席したもの（受講科目によっては補講等を与える場合があります）。
- ・授業料、その他納付金を納入したもの。

②成績評価

本学では、定期試験期間を設定しておりません。これは、学期末の試験（筆記試験や実技試験等）のみによって総括的に評価するのではなく、みなさんの学習活動の変化を形成的に評価するためです。授業時間内の口頭発表や実技、ディベート、レポート、受講態度など、さまざまな方法の組み合わせによって理解度を評価しています。

成績評価は、S・A・B・C・Dの5段階によって評価し、SからCまでを合格として単位が与えられます。Dは不合格とし、単位認定されません。授業科目ごとに定められた評価基準については、講義要綱（シラバス）で確認してください。

<成績の評価と内容、100点方式による成績評価基準>

- S（秀） 特に優秀な成績 （90点以上）
- A（優） 優れた成績 （89～80点）
- B（良） 科目の要求を満たす標準的な成績 （79～70点）
- C（可） 合格と認められる最低限の成績 （69～60点）
- D（不可） 不合格 （59点以下）
- I（保留） 履修未完了または成績評価の一時保留

●レポート等の提出に関する注意点

- ・学習支援オフィスに提出の指示があった場合には、所定の表紙（レポート提出票）をホッチキス止めをして提出し、受領書を受け取り確実に保管してください。
- ・担当教員へレポートの郵送はしないでください（ただし、特に指示があった場合はこの限りではありません）。

③GPA制度

本学では、履修した全科目の成績の平均値、GPA（Grade Point Averageの略）を算出します。GPAは成績評価を明確にすることにより、自分自身の学習達成度を把握し、今後の学習目標の設定と計画的な履修に活用します。GPA制度では、一度履修した科目は責任を持って確実に履修することが求められています。したがって、学生は自分の履修状況を常に認識し、無理のない学習計画を立てる必要があります。GPAを活用することにより、履修計画時の参考になります。

●GPAの算出方法

S・A・B・C・Dの5段階の成績評価には、それぞれ以下のグレードポイント（GP）が割り当てられます。

$$S = 4.0 \quad A = 3.0 \quad B = 2.0 \quad C = 1.0 \quad D = 0$$

GPAには、学期ごとに算出される「学期GPA」、学年毎に算出される「年間GPA」、そして入学時より各学期を通算して算出する「通算GPA」があります。それぞれの計算式は、以下の通りです。GPAの計算は、小数点以下第3位を四捨五入します。

$$\text{学期GPA} = \frac{(\text{その学期に評価を受けた科目で得たGP}) \times (\text{科目の単位数}) \text{の合計}}{\text{その学期に評価を受けた科目の単位数の合計}}$$

$$\text{年間GPA} = \frac{(\text{その学年に評価を受けた科目で得たGP}) \times (\text{科目の単位数}) \text{の合計}}{\text{その学年に評価を受けた科目の単位数の合計}}$$

$$\text{通算GPA} = \frac{((\text{各学期に評価を受けた科目で得たGP}) \times (\text{その科目の単位数}) \text{の合計}) \text{の総和}}{(\text{各学期に評価を受けた科目の単位数の合計}) \text{の総和}}$$

「GPAの算出例」

授業科目名	単位数	評価	GP	GP×単位数
基礎教育セミナーⅠ	2単位	S	4.0	4.0×2=8.0
英語コミュニケーションⅠ	2単位	A	3.0	3.0×2=6.0
健康体育（実技を含む）	2単位	B	2.0	2.0×2=4.0
情報機器操作Ⅰ	2単位	C	1.0	1.0×2=2.0
応用教育セミナーⅠ	2単位	C	1.0	1.0×2=2.0
日本国憲法	2単位	B	2.0	2.0×2=4.0
合 計	①12単位			②26.0

$$\text{GPA} = \text{②} \div \text{①} \rightarrow 26.0 \div 12 = 2.16\bar{6} \approx \underline{2.17}$$

* 小数点以下第3位を四捨五入する

●GPAが適用される科目について

教養科目、学科専門科目のうち、卒業要件単位として単位認定される科目は全て対象となります。

次年度以降、GPAの運用方法が変更される場合があります。

●科目履修の取り消しについて

科目履修の取り消しを希望する場合は、各学期の授業開始後、第6週目に手続きができますが、それ以降は原則的に認めません。放棄された科目の成績は、D（不可）となり単位認定されません。学生には責任のある履修行動が求められますので、計画的な履修登録を行ってください。

●GPAの活用方法について

学期GPAは、次学期に向けた履修指導を行う上で活用されます。さらに通算GPAは、奨学金の選定、学業表彰対象者の選定、受講希望者数が過大な講義における受講人数制限の際の選定基準、教職科目履修制限の選定基準などに活用されることがあります。また教員は、学生のGPAデータをもとに授業改善に役立てます。

④CAP制度

本学では、学生のみなさんが履修する講義・演習・実習内容について予習復習を含めて主体的に学ぶ機会を保障するために、年間で履修登録できる単位数を制限するCAP制度を導入しています。

●履修登録上限値の設定

各学年次初めに履修登録を行うことのできる年間の単位数（履修登録上限値）は48単位です。

CAP制度が適用されない科目を除き、履修登録上限値を超えて履修登録を行った科目は、後日履修登録が取り消される、または取得単位としては認定されません。

●CAP制度が適用されない科目

- ・教養科目
- ・コース共通科目のうち、両コース共通の卒業必修科目と実習科目（保育所実習Ⅰ・Ⅱ、施設実習Ⅰ・Ⅱ、教育実習）
- ・コース専門科目
- ・外国人留学生科目
- ・再履修科目
- ・その他教授会で定めた科目

●GPAに応じて履修登録上限値に加算される単位数

直前学年時（長期履修生の3年目以降は前年度）の年間GPAに応じて、履修登録上限値に下記の値を加えて履修登録を行うことができます。1年次の加算はありません。

- ・直前学年次の年間GPAが3.5以上の場合は、8単位が加算されます。
- ・直前学年次の年間GPAが3.0以上かつ3.5未満の場合は、4単位が加算されます。
- ・直前学年次の年間GPAが3.0未満の場合は、単位数の加算はありません。

●備考

次年度以降、CAP制度の運用方法が変更される場合があります。

5) 授業評価

本学では学生の皆さんにより良い授業を保障するために、FD活動に力を入れています。FD（Faculty Development）活動とは、授業内容及び方法の改善を図るための組織的な活動のことで、その一環として学期授業終了ごとに授業評価を導入しています。これは、皆さん自身の授業への取り組み姿勢を振り返ると共に、改善に向けての要望等を記述するものです。教員と学生が共に作り上げて行く授業が大切ですので、積極的にかつ建設的な評価を期待しています。

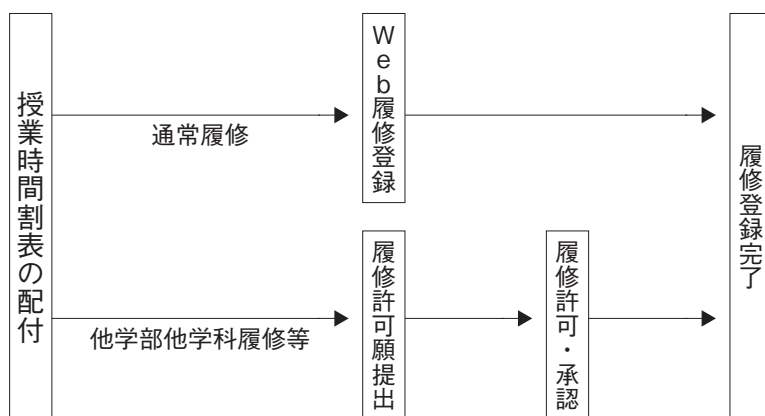
6) 履修登録

①履修登録期間

前学期初めの定められた期間内に、履修しようとする科目について履修登録を行わなければなりません。授業は履修登録した科目でなければ受講することはできません。

定められた期間内に履修登録を怠るとその学期の履修はもとより授業を受けることも、その科目の試験を受けることもできません。したがって、単位は認定されないので、十分に注意してください。

②履修登録の流れ



③履修制限

授業科目によっては履修人数を制限することがあるのであらかじめ承知しておいてください。

④科目の不開講について

講義科目（実技、実習、演習科目及び免許・資格必修の講義科目を除く。）で、受講者数が一定数に満たない場合は、その授業を不開講とします。所定の期日までに掲示板でお知らせします。

⑤履修登録に関する注意点

- ・定められた期間内にWeb履修登録を行います。
- ・他学部他学科履修、単位互換科目の履修にあたっては、履修許可願の提出が必要です。
- ・授業開始後6週目に履修登録取消期間を設けます。
- ・履修登録で疑問や不明な点がある場合は、必ず本人が直接学習支援オフィス窓口で確認してください。
- ・履修登録期間に関することは前・後学期開始前にポータル等で連絡しますので確認を忘れないでください。

7) 再履修

- ①必修科目の単位を修得できなかったときは、必ず再履修してください。
- ②選択科目の単位を修得できなかったときは、その科目を再履修するか他の科目を履修してください。いずれも定められた期間に履修登録をしなければなりません。
- ③以前に履修可能でありながら、履修しなかった科目を履修する場合も再履修扱いとなります（一部の科目を除く）。

8) 休講・補講・集中講義・授業時間割表

- ①休 講：事前に学生ポータル又は所定の掲示板でお知らせします。なお、授業時間が始まって30分以上たっても担当教員が教室にこないときは、学習支援オフィスへ連絡して指示を受けてください。
- ②補 講：授業時間数がやむを得ない事情により不足した場合は、担当教員の判断でこれを補うための補講を行います。そのつど連絡しますので、学生ポータル又は所定の掲示板等を注意深く見るようにしてください。
- ③集 中 講 義：授業科目の中には、予め定められた期間に連続して授業を行う科目があります。これらの科目は事前に実施予定を連絡しますので、学生ポータル又は掲示板等で確認してください。
- ④授業時間割表：授業を受けるためには、その科目の開講されている曜日・時限・教室・担当教員を知らなければなりません。そのため学年始めに授業時間割表が配付されます。この授業時間割表から、それぞれの履修計画にそって自分の時間割表を作成するようにしてください。

9) 試験等の受験心得

- ①受験にあたっては、学生としての本分を自覚し、少しでも不正・不注意の行為を行ってはなりません。
- ②試験にあたり、次の各号に掲げる不正行為を行った者は、当該授業科目及び当該授業科目の試験と同一の学期に実施される全ての授業科目の試験を無効とします。
 - ・カンニングペーパー及びこれに類するものを所持又は使用すること。
 - ・身代わり受験すること。
 - ・机上等への書き込みをし、かつ、見ること。
 - ・他人の答案をのぞき見ること、及び故意に見せること。

- ・他人の学生証で受験すること。
- ・指定された書籍、辞書等以外のものを使用すること。
- ・その他不正とみなされる行為をすること。

③不正行為があった場合の措置又は処分は次のとおりです。

- ・第1回目の不正行為者 1週間の自宅謹慎措置とする。
- ・第2回目の不正行為者 3カ月の停学処分とする。
- ・第3回目の不正行為者 退学処分とする。

④学生証を机上に置くように指示され、当日忘れて所持していない場合は学生生活支援オフィスにおいて所定の手続きにより「仮学生証」の発行を受けてください。

⑤試験を欠席し、その理由が「欠席届の取扱いについて」(Ⅱ学生生活1.)の項目に該当する者は「欠席届」を提出してください。

⑥レポート、作品等の提出は指定の期限を厳守してください。期限の過ぎたもの、指示以外のものの提出は受付しません。

⑦その他試験に関することは、全て担当教員の指示に従ってください。

2. 履修関係

1) 卒業の要件

[こども学科]

履修コース	①教養科目	②学科専門科目	③ ①② の全科目	卒業要件 単 位
	必 修	必 修	選 択	
保育コース	8	15	39	62
教育コース				

2) 授業科目 2023年度入学生適用

こども学科 授業科目一覧表

○単位は必修

			授 業 科 目 の 区 分 等												
			授業科目名		単位	授業科目名		単位	授業科目名		単位				
教養科目			基礎教育セミナーⅠ		②	情報機器操作Ⅰ		②	応用教育セミナーⅠ		2				
			基礎教育セミナーⅡ		②	健康体育（実技を含む）		2	応用教育セミナーⅡ		2				
			英語コミュニケーションⅠ		②	日本国憲法		2							
学 科 専 門 科 目	コース共通科目			保育内容演習Ⅰ		2									
				保育内容演習Ⅱ		2									
		保育士関連科目		こども家庭福祉		2	保育内容の理解と方法Ⅲ		1	施設実習指導ⅠB		1			
				社会福祉		2	保育内容の理解と方法Ⅳ		1	施設実習指導ⅠC		1			
				こども家庭支援論		2	乳児保育Ⅰ		2	保育実践演習		2			
				社会的養護Ⅰ		2	乳児保育Ⅱ		1	こども学研究		2			
				◇保育者論		2	こどもの健康と安全		1	こどもの防犯と防災		2			
				保育の心理学		2	障害児保育		2	こどもと自然		2			
				こども家庭支援の心理学		2	社会的養護Ⅱ		1	こどもと野外活動		2			
				こどもの保健		2	子育て支援		1	保育所実習Ⅱ		2			
				こどもの食と栄養		2	保育所実習Ⅰ		2	施設実習Ⅱ		2			
				保育の計画と評価		2	施設実習Ⅰ		2	保育所実習指導ⅡA		1			
				保育内容の理解と方法Ⅰ		1	保育所実習指導Ⅰ		1	保育所実習指導ⅡB		1			
				保育内容の理解と方法Ⅱ		1	施設実習指導ⅠA		1	施設実習指導Ⅱ		1			
				幼稚園・保育士・ 関連科目		保育原理		②	こどもと言葉		1	保育内容人間関係の指導法		1	
						こどもの理解と援助		1	こどもと表現		1	保育内容環境の指導法		1	
		◇保育内容総論				2	こどもと器楽Ⅰ		①	保育内容言葉の指導法		1			
		こどもと健康				1	こどもと器楽Ⅱ		1	保育内容表現の指導法		1			
		こどもと人間関係				1	こどもと器楽Ⅲ		1	こどもと絵本		2			
		こどもと環境				1	保育内容健康の指導法		1						
	幼稚園・小学校 教諭関連科目		教職概論		②	教育実習講義Ⅰ		2							
			教育心理学		②	教育実習講義Ⅱ		2							
			特別支援教育基礎		1	教育実習		4							
			教育課程論		2	教職実践演習（幼・小）		2							
			教育の方法と技術（ICT活用を含む）		②										
			教育相談とカウンセリング		2										
	幼稚園・小学校 教諭関連科目		教育原理		②										
	コース専門科目		保育コース		幼児体育指導法		2	保育内容演習Ⅲ（音楽）		2	保育内容演習Ⅲ（運動）		2		
					こどものリズム表現Ⅰ		2	保育内容演習Ⅲ（造形）		2					
					こどものリズム表現Ⅱ		2	保育内容演習Ⅲ（表現）		2					
			教育コース		小学校教諭関連科目		☆国語（書写を含む）		2	体育		2	図画工作科指導法		2
							社会		2	小学校英語		1	家庭科指導法		2
							☆算数		2	国語科指導法		2	体育科指導法		2
							理科		2	社会科指導法		2	英語科指導法		1
							生活		2	算数科指導法		2	道徳指導法		1
							音楽		2	理科指導法		2	総合的な学習の時間の指導法		1
							図画工作		2	生活科指導法		2	特別活動指導法		1
							家庭		2	音楽科指導法		2	生徒指導（進路指導を含む）		2
							小学校教育教材研究		2	小学校教育授業研究		1			
	外国人留学生科目			日本語		2	現代日本の文化		2						

備考

- 表中○数字の単位は、必修科目の単位数を示す。
- 保育コースを選択して履修する学生は、表中◇を付した授業科目を修得しなければならない。
- 教育コースを選択して履修する学生は、表中☆を付した授業科目を修得しなければならない。
- 学則第40条第4項に規定する62単位以上は、同条第5項に規定する履修コースのうちから、いずれか一つの履修コースを選択し、別掲の卒業要件に掲げる授業科目区分ごとに定める単位数以上の単位を修得するものとする。
- 外国人留学生にあっては、別掲の卒業要件に掲げる「教養科目」とあるのは、「教養科目及び外国人留学生科目」と読み替えて適用することができる。

3) 2023年度教育課程表

教養科目

○単位は必修

科 目 名	授業 形態	年次・単位数				教 員 名	備 考
		1 年次		2 年次			
		前	後	前	後		
基 礎 教 育 セ ミ ナ ー I	演習	②				担 当 教 員	
基 礎 教 育 セ ミ ナ ー II	演習		②			担 当 教 員	
英 語 コ ミ ュ ニ ケ ー シ ョ ン I	演習	②				アレックス グレイグ	
情 報 機 器 操 作 I	演習	②				笠 師 千 恵	
健 康 体 育 (実 技 を 含 む)	講義・実技		2			梅 村 拓 未	
						小 峯 秋 二	
						増 山 尚 美	
日 本 国 憲 法	講義	2				菊 地 達 夫	学則に則った遠隔授業
応 用 教 育 セ ミ ナ ー I	講義			2		担 当 教 員	
応 用 教 育 セ ミ ナ ー II	講義				2	担 当 教 員	

外国人留学生科目

○単位は必修

科 目 名	授業 形態	年次・単位数				教 員 名	備 考
		1 年次		2 年次			
		前	後	前	後		
日 本 語	講義	2				田 光 子	留学生対象
現 代 日 本 の 文 化	講義		2			菊 地 達 夫	留学生対象・集中講義

学科専門科目 コース共通科目

○単位は必修

科 目 名	授業 形態	年次・単位数				教 員 名	備 考
		1 年次		2 年次			
		前	後	前	後		
保 育 内 容 演 習 I	演習	2				石 田 敏 明	
						入 江 彩 子	
						梅 村 拓 未	
						菜 原 桂 子	
						橋 本 卓 三	
保 育 内 容 演 習 II	演習		2			入 江 彩 子	
						石 田 敏 明	
						梅 村 拓 未	
						橋 本 卓 三	
保育士関連科目							
こ ども 家 庭 福 祉	講義	2				保 田 真 希	
社 会 福 祉	講義	2				保 田 真 希	
こ ども 家 庭 支 援 論	講義				2	笠 師 千 恵	
社 会 的 養 護 I	講義		2			保 田 真 希	保育コース必修
保 育 者 論	講義	2				笠 師 千 恵	
保 育 の 心 理 学	講義	2				松 田 久 美	
こ ども 家 庭 支 援 の 心 理 学	講義			2		松 田 久 美	
こ ども の 保 健	講義		2			小 林 八重子	
こ ども の 食 と 栄 養	演習		2			木 下 教 子	
保 育 の 計 画 と 評 価	講義			2		小 林 美 花	
保 育 内 容 の 理 解 と 方 法 I	演習	1				小 林 美 花	
保 育 内 容 の 理 解 と 方 法 II	演習	1				清 水 桂 子	
保 育 内 容 の 理 解 と 方 法 III	演習	1				入 江 彩 子	
						佐 野 妙 子	
保 育 内 容 の 理 解 と 方 法 IV	演習	1				菜 原 桂 子	
乳 児 保 育 I	講義		2			小 林 美 花	
乳 児 保 育 II	演習			1		小 林 美 花	
こ ども の 健 康 と 安 全	演習			1		小 林 八重子	
障 害 児 保 育	演習			2		笠 師 千 恵	
社 会 的 養 護 II	演習		1			保 田 真 希	
子 育 て 支 援	演習				1	笠 師 千 恵	
保 育 所 実 習 I	実習			2		清 水 桂 子	集中講義・学外実習 卒業年度に履修
						小 林 美 花	
施 設 実 習 I	実習			2	2	保 田 真 希	集中講義・学外実習 卒業年度に履修
						松 田 久 美	
保 育 所 実 習 指 導 I	演習		1			清 水 桂 子	卒業の前年度に履修
						小 林 美 花	
施 設 実 習 指 導 I A	演習		1			保 田 真 希	卒業の前年度に履修
						松 田 久 美	
施 設 実 習 指 導 I B	演習			1		保 田 真 希	卒業年度に履修
						松 田 久 美	
施 設 実 習 指 導 I C	演習				1	保 田 真 希	卒業年度に履修
						松 田 久 美	

学科専門科目 コース共通科目

○単位は必修

科 目 名	授業 形態	年次・単位数				教 員 名	備 考
		1 年次		2 年次			
		前	後	前	後		
保 育 実 践 演 習	演習				2	小 林 美 花	卒業年度に履修
						入 江 彩 子	
						笠 師 千 恵	
						保 田 真 希	
こ ど も 学 研 究	講義				2	石 田 敏 明	
						高 橋 さおり	
						橋 本 卓 三	
こ ど も の 防 犯 と 防 災	講義				2	菊 地 達 夫	集中講義
こ ど も と 自 然	演習	2			類 家 齊		
					梅 村 拓 未		
					笠 師 千 恵		
					小 林 美 花		
こ ど も と 野 外 活 動	演習				2	類 家 齊	集中講義
						梅 村 拓 未	
保 育 所 実 習 II	実習			2		小 林 美 花	集中講義・学外実習 卒業年度に履修
						清 水 桂 子	
施 設 実 習 II	実習				2	保 田 真 希	集中講義・学外実習 卒業年度に履修
						松 田 久 美	
保 育 所 実 習 指 導 II A	演習			1		小 林 美 花	卒業年度に履修
						清 水 桂 子	
保 育 所 実 習 指 導 II B	演習				1	小 林 美 花	卒業年度に履修
						清 水 桂 子	
施 設 実 習 指 導 II	演習				1	保 田 真 希	集中講義 卒業年度に履修
						松 田 久 美	
保育士・幼稚園教諭関連科目							
保 育 原 理	講義	②				菜 原 桂 子	
こ ど も の 理 解 と 援 助	演習			1		清 水 桂 子	
保 育 内 容 総 論	演習		2			清 水 桂 子	保育コース必修
こ ど も と 健 康	演習			1		梅 村 拓 未	
こ ど も と 人 間 関 係	演習			1		菜 原 桂 子	
こ ど も と 環 境	演習		1			菊 地 達 夫	
こ ど も と 言 葉	演習		1			高 橋 さおり	
こ ど も と 表 現	演習		1			入 江 彩 子	
						石 田 敏 明	
						橋 本 卓 三	
こ ど も と 器 楽 I	実技	①				石 田 敏 明	
						橋 本 卓 三	
						浅 沼 恵 輔	
						砂 田 眞理子	
						中 川 洋 子	
						中 島 幸 治	
						前 田 有 紀	
村 上 秀 子							

学科専門科目 コース共通科目

○単位は必修

科 目 名	授業 形態	年次・単位数				教 員 名	備 考
		1 年次		2 年次			
		前	後	前	後		
こ ど も と 器 楽 II	実技		1			石 田 敏 明	
						橋 本 卓 三	
						浅 沼 恵 輔	
						砂 田 眞理子	
						中 川 洋 子	
						中 島 幸 治	
						前 田 有 紀	
						村 上 秀 子	
こ ど も と 器 楽 III	実技			1		橋 本 卓 三	
						石 田 敏 明	
						浅 沼 恵 輔	
						砂 田 眞理子	
						中 川 洋 子	
						中 島 幸 治	
						前 田 有 紀	
						村 上 秀 子	
保 育 内 容 健 康 の 指 導 法	演習			1		梅 村 拓 未	
保 育 内 容 人 間 関 係 の 指 導 法	演習			1		菜 原 桂 子	
保 育 内 容 環 境 の 指 導 法	演習		1			菊 地 達 夫	
保 育 内 容 言 葉 の 指 導 法	演習		1			高 橋 さおり	
保 育 内 容 表 現 の 指 導 法	演習		1			菜 原 桂 子	
こ ど も と 絵 本	講義	2				藤 田 春 義	
幼稚園・小学校教諭関連科目							
教 職 概 論	講義	②				類 家 齊	
教 育 心 理 学	講義		②			松 田 久 美	
特 別 支 援 教 育 基 礎	講義		1			松 田 久 美	
教 育 課 程 論	講義			2		高 橋 さおり	
教育の方法と技術（ICT活用を含む）	講義	②				石 澤 優 子	
教 育 相 談 と カ ウ ン セ リ ン グ	講義	2				松 田 久 美	
教 育 実 習 講 義 I	講義		2			菜 原 桂 子	事前指導を含む 卒業の前年度に履修
						石 澤 優 子	
						梅 村 拓 未	
						類 家 齊	
教 育 実 習 講 義 II	講義			2		菜 原 桂 子	卒業年度に履修
						石 澤 優 子	
						梅 村 拓 未	
						類 家 齊	
教 育 実 習	実習			4	4	菜 原 桂 子	事後指導を含む 集中講義・学外実習 卒業年度に履修
						石 澤 優 子	
						梅 村 拓 未	
						類 家 齊	
教 職 実 践 演 習 （ 幼 ・ 小 ）	演習				2	松 田 久 美	卒業年度に履修
						石 澤 優 子	
						高 橋 さおり	
						類 家 齊	

学科専門科目 コース共通科目

○単位は必修

科 目 名	授業 形態	年次・単位数				教 員 名	備 考
		1 年次		2 年次			
		前	後	前	後		
保育士・幼稚園・小学校教諭関連科目							
教 育 原 理	講義	②				高 橋 さおり	

学科専門科目 コース専門科目

○単位は必修

科 目 名	授業 形態	年次・単位数				教 員 名	備 考
		1 年次		2 年次			
		前	後	前	後		
保育コース							
幼 児 体 育 指 導 法	演習		2			梅 村 拓 未	集中講義
こ だ も の リ ズ ム 表 現 I	演習		2			武 井 歌 織	
こ だ も の リ ズ ム 表 現 II	演習				2	武 井 歌 織	
保 育 内 容 演 習 Ⅲ（音 楽）	演習			2		石 田 敏 明	
						橋 本 卓 三	
保 育 内 容 演 習 Ⅲ（造 形）	演習			2		入 江 彩 子	
保 育 内 容 演 習 Ⅲ（表 現）	演習			2		清 水 桂 子	
保 育 内 容 演 習 Ⅲ（運 動）	演習			2		梅 村 拓 未	
教育コース 小学校教諭関連科目							
国 語（書 写 を 含 む）	講義		2			高 橋 さおり	教育コース必修科目
社 会	講義	2				菊 地 達 夫	
算 数	講義		2			石 澤 優 子	教育コース必修科目
理 科	講義	2				類 家 斉	
生 活	講義		2			菜 原 桂 子	
						小 林 美 花	
音 楽	講義	2				橋 本 卓 三	
						石 田 敏 明	
図 画 工 作	講義	2				入 江 彩 子	
家 庭	講義	2				石 澤 優 子	
体 育	講義		2			梅 村 拓 未	
小 学 校 英 語	講義			1		類 家 斉	
国 語 科 指 導 法	講義			2		高 橋 さおり	
社 会 科 指 導 法	講義			2		菊 地 達 夫	
算 数 科 指 導 法	講義			2		石 澤 優 子	
理 科 指 導 法	講義			2		類 家 斉	
生 活 科 指 導 法	講義			2		菊 地 達 夫	
						石 田 敏 明	
						橋 本 卓 三	
図 画 工 作 科 指 導 法	講義			2		入 江 彩 子	
家 庭 科 指 導 法	講義			2		石 澤 優 子	
体 育 科 指 導 法	講義			2		梅 村 拓 未	
英 語 科 指 導 法	講義			1		類 家 斉	
道 徳 指 導 法	講義		1			高 橋 さおり	
総合的な学習の時間の指導法	講義		1			菊 地 達 夫	
特 別 活 動 指 導 法	講義		1			高 橋 さおり	
生徒指導（進路指導を含む）	講義			2		石 澤 優 子	

学科専門科目 コース専門科目

○単位は必修

科 目 名	授業 形態	年次・単位数				教 員 名	備 考
		1 年次		2 年次			
		前	後	前	後		
教育コース							
小 学 校 教 育 教 材 研 究	講義		2			高 橋 さおり	
						石 田 敏 明	
						入 江 彩 子	
						梅 村 拓 未	
						菊 地 達 夫	
						橋 本 卓 三	
						類 家 齊	
小 学 校 教 育 授 業 研 究	講義				1	高 橋 さおり	
						菊 地 達 夫	
						類 家 齊	

4) 各種資格

[こども学科]

①保育士

北翔大学短期大学部 保育士養成課程履修規程

(目的)

第1条 この規程は、北翔大学短期大学部学則（以下「学則」という。）第64条第2項の規定に基づき、北翔大学短期大学部（以下「本学」という。）に置く児童福祉法（昭和22年法律第164号）に規定する保育士の資格を得させるための課程（以下「養成課程」という。）の履修に関し必要な事項を定めるものとする。

(養成課程の設置)

第2条 前条に規定する養成課程の名称は、「北翔大学短期大学部保育士養成課程」と称する。

2 前項の養成課程は、本学こども学科とする。

(位置)

第3条 前条の養成課程の位置は、北海道江別市文京台23番地とする。

(学生定員及び学級数)

第4条 養成課程の学生定員及び学級数は、次のとおりとする。

- (1) 学生定員 110人
- (2) 総定員 220人
- (3) 学級数 1学年 3学級

(養成課程の履修資格)

第5条 こども学科に所属し、保育士の資格を得ようとする学生で、養成課程を履修することができる者は、原則として、次の各号に該当すると認めた者とする。

- (1) 学力が優良で、出席が常である者
- (2) 学則第61条に規定する本学の卒業要件を満たす見込みがある者

(教育課程)

第6条 養成課程の教育課程は、児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）の規定に基づき、厚生労働大臣の定める告示（平成30年4月27日厚生労働省告示第216号をいう。以下「告示」という。）に定める次の各号に掲げる科目の区分により開講する授業科目をもって編成する。

(1) 必修科目

- イ 保育の本質・目的に関する科目
- ロ 保育の対象の理解に関する科目
- ハ 保育の内容・方法に関する科目
- ニ 保育実習
- ホ 総合演習

(2) 選択必修科目

- イ 保育の本質・目的に関する科目

ロ 保育の対象の理解に関する科目

ハ 保育の内容・方法に関する科目

ニ 保育実習

(3) 教養科目

- 2 前項各号に規定する授業科目の名称及び単位数は、北翔大学短期大学部保育士養成課程履修科目対照表に定める別表第1「必修科目」、別表第2「選択必修科目」及び別表第3「教養科目」とおりとする。

(養成課程の履修及び単位の修得方法)

第7条 保育士の資格を得ようとする者は、別表第1に掲げる授業科目54単位、別表第2に掲げる授業科目から同表の定めるところにより9単位以上及び別表第3に掲げる授業科目から同表の定めるところにより8単位以上を修得しなければならない。

- 2 前項に規定する授業科目の単位の計算方法は、学則第39条の規定によるものとする。

- 3 第1項の規定にかかわらず、社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）第40条第2項第1号から第3号まで若しくは第5号の規定により指定された学校若しくは養成施設又は同項第4号の規定により指定された高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者については、別表第1に掲げる授業科目のうち、次の授業科目の履修を免除する。

(1) こども家庭福祉 2単位

(2) 社会福祉 2単位

(3) こども家庭支援論 2単位

(4) 社会的養護Ⅰ 2単位

(5) 社会的養護Ⅱ 1単位

(養成課程の履修登録及び取消)

第8条 養成課程を履修しようとする学生は、各学期の始めの所定の期日までに、保育士養成課程の履修を登録しなければならない。

- 2 前項の登録をしていない学生は、養成課程を履修することができない。

- 3 養成課程を履修している学生が、養成課程の履修を中止しようとするときは、各学期の始めの所定の期日までに保育士養成課程の履修を取消さなければならない。

(履修科目の登録)

第9条 養成課程を履修し、第6条に規定する養成課程の授業科目を履修するときは、履修しようとする授業科目を登録しなければならない。

- 2 前項の履修登録及び授業科目の履修は、学則第41条の規定によるものとする。

(保育実習の履修資格)

第10条 養成課程を履修する学生で、保育所実習Ⅰ及び施設実習Ⅰを履修することができる者は、原則として、当該実習を開始する前に、第7条第1項に定める別表第1に掲げる授業科目のうち、次に掲げる授業科目を履修している者とする。

(1) 保育原理 2単位

(2) 保育所実習指導Ⅰ 1単位

(3) 施設実習指導ⅠA 1単位

(4) 保育内容総論 2単位

(保育実習の履修方法等)

第11条 別表第1及び別表第2に掲げる授業科目のうち、保育所実習Ⅰ、施設実習Ⅰ、保育所実習Ⅱ及び施設実習Ⅱを履修する者は、各年次の所定の期日までに「保育実習履修願」を教職センターに提出しなければならない。

2 前項の願出に基づき、保育所実習Ⅰ、施設実習Ⅰ、保育所実習Ⅱ及び施設実習Ⅱの実習施設を指定し、その結果を当該学生に通知する。

（保育実習の履修の取消又は停止）

第12条 保育実習の履修は、本人の性行不良、学力劣等その他の事由により保育士として適格性を欠くと認められる場合は、これを取り消し又は停止することができるものとする。

（単位の授与、他の大学等における授業科目の履修、入学前の既修得単位等の認定、試験及び成績判定の取扱）

第13条 履修した授業科目の単位の授与、他の大学等における授業科目の履修、入学前の既修得単位等の認定、試験及び成績判定の取り扱いは、学則第42条、第44条、第46条、第49条及び第50条の規定を適用するものとする。ただし、別表第1及び別表第2に掲げる授業科目の第44条及び第46条の規定の適用については、当該他の短期大学又は大学が指定保育士養成施設の場合に限るものとする。

（保育士資格の取得及び保育士登録）

第14条 保育士となる資格は、第7条第1項に規定する所定の単位を修得するほか、学則第40条第4項に規定する所定の単位を修得し、第62条の規定により卒業の認定を受け、本学を卒業した者に与えられる。

2 前項の保育士となる資格を有する者が保育士となるには、児童福祉法第18条の18に規定する所定の登録を受けなければならない。

（養成課程の履修に係る費用の納付）

第15条 養成課程を履修しようとする者及び履修している者は、第8条に規定する保育士養成課程の履修登録を行い、第9条に規定する履修科目の登録の際に、北翔大学学費等納付金規程の定めるところにより所定の保育士資格履修費を納付しなければならない。

（雑則）

第16条 この規程に定めるもののほか、養成課程の履修に関し必要な事項は、別に定める。

（改正）

第17条 この規程の改正は、教授会の議を経て、学長が行う。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（大学の名称変更に伴う改正）

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（規程の整備等に伴う改正）

この規程は、平成17年7月12日から施行し、平成17年度入学者から適用する。

附 則（教育課程の改正等に伴う改正）

この規程は、平成18年4月25日から施行し、平成18年度入学者から適用する。

附 則（大学名称の変更に伴う改正）

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（別表の改正に伴う改正）

- 1 この規程は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 平成19年3月31日に在学する者については、なお従前の例による。

附 則（教育課程の改正等に伴う改正）

- 1 この規程は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 平成21年3月31日に在籍する者については、なお従前の例による。

附 則（教育課程の変更に伴う改正）

- 1 この規程は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 平成22年3月31日に在籍する者については、なお従前の例による。

附 則（法改正による保育士養成課程の変更に伴う改正）

- 1 この規程は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 平成23年3月31日に在籍する者については、なお従前の例による。

附 則（教育課程の変更に伴う改正）

- 1 この規程は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 平成25年3月31日に在籍する者については、なお従前の例による。

附 則（教育課程の変更に伴う改正）

- 1 この規程は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 平成26年3月31日に在籍する者については、なお従前の例による。

附 則（法改正による保育士養成課程の教育課程の変更に伴う改正）

- 1 この規程は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 平成31年3月31日に在籍する者については、なお従前の例による。

附 則（学生定員及び教育課程の変更に伴う改正）

- 1 この規程は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 令和4年3月31日に在籍する者については、なお従前の例による。

北翔大学短期大学部 保育士養成課程履修科目対照表

別表第1 「必修科目」

告示別表第1による教科目				左記に対応する本学開設授業科目等						
系列	教 科 目	授業 形態	単位数	授業科目名	授業 形態	単位数		備考		
						必修	選択			
保育の本質・目的に関する科目	保 育 原 理	講義	2	保育原理	講義	2				
	教 育 原 理	講義	2	教育原理	講義	2				
	子 ども 家 庭 福 祉	講義	2	こども家庭福祉	講義	2				
	社 会 福 祉	講義	2	社会福祉	講義	2				
	子 ども 家 庭 支 援 論	講義	2	こども家庭支援論	講義	2				
	社 会 的 養 護 I	講義	2	社会的養護 I	講義	2				
	保 育 者 論	講義	2	保育者論	講義	2				
保育の対象の理解に関する科目	保 育 の 心 理 学	講義	2	保育の心理学	講義	2				
	子ども家庭支援の心理学	講義	2	こども家庭支援の心理学	講義	2				
	こどもの理解と援助	演習	1	こどもの理解と援助	演習	1				
	こどもの保健	講義	2	こどもの保健	講義	2				
	こどもの食と栄養	演習	2	こどもの食と栄養	演習	2				
保育の内容・方法に関する科目	保 育 の 計 画 と 評 価	講義	2	保育の計画と評価	講義	2				
	保 育 内 容 総 論	演習	1	保育内容総論	演習	2				
	保 育 内 容 演 習	演習	5	保育内容健康の指導法	演習	1				
				保育内容人間関係の指導法	演習	1				
				保育内容環境の指導法	演習	1				
				保育内容言葉の指導法	演習	1				
				保育内容表現の指導法	演習	1				
	保 育 内 容 の 理 解 と 方 法	演習	4	保育内容の理解と方法Ⅰ	演習	1				
				保育内容の理解と方法Ⅱ	演習	1				
				保育内容の理解と方法Ⅲ	演習	1				
				保育内容の理解と方法Ⅳ	演習	1				
	乳 児 保 育 I	講義	2	乳児保育Ⅰ	講義	2				
	乳 児 保 育 II	演習	1	乳児保育Ⅱ	演習	1				
	子 ども の 健 康 と 安 全	演習	1	こどもの健康と安全	演習	1				
	障 害 児 保 育	演習	2	障害児保育	演習	2				
	社 会 的 養 護 II	演習	1	社会的養護Ⅱ	演習	1				
	子 育 て 支 援	演習	1	子育て支援	演習	1				
保 育 実 習	実習	4	保育所実習Ⅰ	実習	2					
			施設実習Ⅰ	実習	2					
			保 育 実 習 指 導 I	演習	2	保育所実習指導Ⅰ	演習	1		
						施設実習指導ⅠA	演習	1		
施設実習指導ⅠB	演習	1								
			施設実習指導ⅠC	演習	1					
保 育 実 践 演 習	演習	2	保育実践演習	演習	2					
合 計		51単位		必要修得単位数		合 計		54単位		

別表第2 「選択必修科目」

告示別表第2による教科目				左記に対応する本学開設授業科目等				
系 列	教科目	授業 形態	単位数	授業科目名	授業 形態	単位数		備考
						必修	選択	
保育の本質・目的に関する科目	各指定保育士養成施設において設定	15単位以上		こども学研究	講義		2	
保育の対象の理解に関する科目				こどもの防犯と防災	講義		2	
保育の内容・方法に関する科目				こどもと健康	演習	1		
				こどもと人間関係	演習	1		
				こどもと環境	演習	1		
				こどもと言葉	演習	1		
				こどもと表現	演習	1		
				こどもと器楽Ⅰ	実技	1		
				こどもと器楽Ⅱ	実技	1		
				こどもと器楽Ⅲ	実技	1		
				こどもと自然	演習	2		
				こどもと絵本	講義	2		
				こどもと野外活動	演習	2		
保 育 実 習	保育実習Ⅱ又は 保育実習Ⅲ	実習	2	保育所実習Ⅱ 施設実習Ⅱ	実習 実習		2 2	2単位以上 選択必修
	保育実習指導Ⅱ 又は 保育実習指導Ⅲ	演習	1	保育所実習指導ⅡA	演習		※1	1単位以上 選択必修 ただし、保育所 実習Ⅱを選択し た場合は、※印 の2科目2単位 選択必修
				保育所実習指導ⅡB	演習		※1	
				施設実習指導Ⅱ	演習		1	
				合 計		18単位以上		

別表第3 「教 養 科 目」

告示による教科目				左記に対応する本学開設授業科目等				
系 列	教科目	授業 形態	単位数	授業科目名	授業 形態	単位数		備考
						必修	選択	
教 養 科 目	外 国 語、 体 育 以 外 の 科 目	不 問	6 以 上	日本国憲法	講義	2	2	
				情報機器操作Ⅰ	演習			
	外 国 語	演習	2	基礎教育セミナーⅠ	演習	2		
				英語コミュニケーションⅠ	演習	2		
	体 育	講義 実技	1 1	健康体育（実技を含む）	講義・実技	2		
合 計		10単位以上		必要修得単位数	合 計	8単位以上		

総 計		79単位以上		必要修得単位数	総 計	71単位以上	
-----	--	--------	--	---------	-----	--------	--

備考：1）別表第1から別表第3までに掲げる授業科目から、必修科目及び選択必修科目を履修して修得する単位を含め、所要の授業科目を履修して71単位以上を修得すること。

②社会福祉主事任用資格

社会福祉主事とは、社会福祉法及び福祉六法の施行に関する都道府県知事または市町村長の事務執行を補助する公務員である。福祉事務所の指導監督を行う所員と現業を行う所員は社会福祉主事でないといけないと規定されているので、その大部分は福祉事務所に配置されている。

＜資格要件＞（社会福祉法第19条より）

社会福祉主事は、都道府県知事又は市町村長の補助機関である職員とし、年齢18年以上の者であって、人格が高潔で、思慮が円熟し、社会福祉の増進に熱意があり、かつ、学校教育法に基づく大学において、厚生労働大臣の指定する社会福祉に関する科目を修めて卒業した者とされている。

厚生労働大臣の指定する社会福祉に関する科目

社会福祉概論、社会保障論、社会福祉行政論、公的扶助論、身体障害者福祉論、老人福祉論、児童福祉論、家庭福祉論、知的障害者福祉論、精神障害者保健福祉論、社会学、心理学、社会福祉施設経営論、社会福祉援助技術論、社会福祉事業史、地域福祉論、保育理論、社会福祉調査論、医学一般、看護学、公衆衛生学、栄養学、家政学、倫理学、教育学、経済学、経済政策、社会政策、法学、民法、行政法、医療社会事業論、リハビリテーション論、介護概論のうち3科目以上

＜こども学科における指定科目＞

こども学科においては、以下の3科目を履修・修得すること。

厚生労働大臣の指定する 社会福祉に関する科目	本学開設科目	単 位	備 考
社 会 福 祉 概 論	社 会 福 祉	2	学科専門科目
保 育 理 論	保 育 原 理	2	
教 育 学	教 育 原 理	2	

任用資格とは、その職に就くために国が定めた基準のことをいい、資格要件を満たしていればその職の任用資格に該当し、有資格者と認められる。一般的には、卒業証書や成績証明書で確認される。

※本学において「社会福祉主事任用資格取得（見込）証明書」を発行している。自分で資格要件を確認し、必要に応じて申請すること。

③幼児体育指導者検定 2 級

幼児体育指導者検定は、公益財団法人日本幼少年体育協会認定資格である。

子どもに対して、体育や運動遊びを楽しく、わかりやすく、安全に指導できる幼児体育指導者のスキルを身に付けることができる検定である。2 日間の検定期間に行われる講習・試験内容は、理論（発育発達、幼児体育論、スポーツ指導論）と実技（マット運動やとび箱種目の手本と補助など）である。

< 資格要件 >

幼児体育指導者検定 2 級は、下表に定める本学所定の科目を履修し、2 日間の検定期間に参加し、検定試験に合格した者が取得することができる。

本学開講科目	開講年次	単位数
幼児体育指導法	1	2

④幼稚園・保育園のためのリトミック指導資格 2 級・1 級

幼稚園・保育園のためのリトミック指導資格は、特定非営利活動法人リトミック研究センター認定資格である。

リトミックは、スイスの音楽家・教育家であるエミール・ジャック＝ダルクローズが創案した音楽教育法で、音楽の基礎能力を高めるだけでなく、集中力、思考力、判断力、記憶力、創造力、表現力を高め、豊かで可能性あふれる人格形成を目的とした教育である。現在、幼稚園・保育園など幼児教育機関では、積極的にリトミックを取り入れており、保育者にもその指導が求められつつある。

2 級は 3 歳児、1 級は 4・5 歳児を対象にした指導資格である。

< 資格要件 >

幼稚園・保育園のためのリトミック指導資格は、下表に定める本学所定の科目を履修し、単位認定試験（資格検定試験）に合格した者が資格認定の申請をすることで取得することができる。

級	本学開講科目	開講年次	単位数
2 級	こ だ も の リ ズ ム 表 現 I	1	2
1 級	こ だ も の リ ズ ム 表 現 II	2	2

⑤こども環境管理士 2 級

保育・幼児教育のあり方を示す、保育所保育指針、幼稚園教育要領、幼保連携型認定こども園教育・保育要領の解説書には、豊かな感性を育むために大切なこととして、以下のようなことが書かれている。例えば、保育指針解説書「保育の環境」として「保育環境をいかに構成していくかが保育の質に関わる」、幼稚園教育要領解説「環境を通して行う教育」として「自分から興味をもって環境に関わることによって様々な活動を展開し、充実感や満足感を味わうという体験が重視されなければならない」とある。これらを踏まえ適切な保育を実践するには「自然と触れ合える環境を身近に確保すること」である。

自然を相手にした遊びの中で、子どもたちの五感は刺激され、豊かな感性が育まれる。また、さまざまな発見や工夫から創造性や独創性が芽生え、友達と協力することで自発性や社会性が身に付く。

このような大切な環境づくりを実践できる保育（教育）者であることを証明するものが、こども環境管理士資格である。資格の種類として、2 級（筆記試験）と 1 級（筆記試験と口述試験）がある。例年の筆記試験は、11月の実施。また、資格の内容は、保育だけではなく、小学校の生活科、理科、社会科、家庭科等にも関連している。

詳細は、日本生態系協会のHPを参照すること。

<必要取得科目>

履修要件科目はない。

保育内容 5 領域（総論を含む）、生活、生活科指導法、理科、理科指導法、社会、社会科指導法、家庭、家庭科指導法等の関連内容の履修が望ましい。

<その他>

本資格（2 級）は、こども学科教育コースで推奨しているが、他コース・他学科生、こども学科卒業生も受験可。

授業以外に受験対策講座を実施する。

⑥准学校心理士

准学校心理士とは、学校心理士に準ずる資格である。

在学時に、一般社団法人学校心理士認定運営機構が認定する「教育心理学」「発達心理学」「教育相談（幼児理解や保育相談支援等の関連科目）」「特別支援教育（障害児保育等の関連科目）」の内、3科目6単位以上を取得し、機構の書類審査に合格した者に認定される資格である。申請は、申請年度に卒業を予定している者にのみ認められる。

准学校心理士の資格有効期間は3年であり、更新はない。ただし、資格有効期間を経過して2年間については、日本学校心理士会や一般社団法人学校心理士認定運営機構等の主催する研修会に参加することができ、そこで得られたポイントは、学校心理士を受験するために累積加算できる。

＜こども学科における指定科目＞

こども学科においては、以下の3科目を履修・修得すること。

機構が認定する科目	本学開講科目	単位
教育心理学	教育心理学	2
教育相談（幼児理解や保育相談支援等の関連科目）	教育相談とカウンセリング	2
特別支援教育（障害児保育等の関連科目）	障害児保育	2

＜卒業後に学校心理士を受験するための要件＞

以下の必要条件を規定の期間内に満たすことにより、学校心理士受験資格を取得することができる。

- ① 一条校または保育所等で3年間専門的な実務経験を有すること。
- ② 研修会に出席し、（短期大学の卒業者は）Aポイントを含む10ポイント以上を取得すること。

※研修会には、「A」と「B」があり、「A」研修会における講習の受講により得られるポイントを「Aポイント」と呼ぶ。

5) 教職課程

こども学科では、下記に示す教育職員免許状取得のための課程を有しています。それぞれ所定の単位を修得した者は、申請することにより当該免許状が授与されます。

(Ⅲ 学習 北翔大学短期大学部教職課程履修規程 参照)

学 科	免許状の種類
こども学科	小学校教諭 2 種免許状
	幼稚園教諭 2 種免許状

免許状取得にあたっては、取得しようとする免許状ごとに、北翔大学短期大学部教職課程履修規程別表第 1 又は別表第 2 に定める科目を含め、卒業に必要な単位を修得する必要があります。

なお、小学校教諭 2 種免許状を取得する者は上記に加え、特別支援学校及び定められた社会福祉施設等で 7 日間の介護等の体験を行い、校長又は施設長の証明書をもらう必要があります。

北翔大学短期大学部 教職課程履修規程

（目的）

第1条 この規程は、北翔大学短期大学部学則（昭和38年4月1日施行。以下「学則」という。）第64条第3項の規定に基づき、北翔大学短期大学部（以下「本学」という。）に置く教育職員免許法（昭和24年法律第147号）に規定する教育職員免許状（以下「免許状」という。）授与の所要資格を得させるための課程（以下「教職課程」という。）の履修に関し必要な事項を定めるものとする。

（免許状の種類）

第2条 本学において、取得することができる免許状の種類は、次の表に掲げるとおりとする。

学 科	免許状の種類
こども学科	小学校教諭2種免許状
	幼稚園教諭2種免許状

（教職課程の履修資格）

第3条 前条に規定する免許状を得ようとする学生で、教職課程を履修することができる者は、原則として、次の各号に該当すると認めた者とする。

- (1) 学力が優良で、出席が常である者
- (2) 学則第62条に規定する本学の卒業要件を満たす見込みがある者
- (3) その他教育職員免許法第5条に規定する免許状の授与が見込まれる者

（教職課程の教育課程）

第4条 本学に置く教職課程の教育課程は、第2条に規定する免許状の種類に応じて、次の各号に掲げる科目の区分により開講する授業科目をもって編成する。

- (1) 領域及び保育内容の指導法に関する科目
- (2) 教科及び教科の指導法に関する科目
- (3) 教育の基礎的理解に関する科目
- (4) 道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目
- (5) 教育実践に関する科目
- (6) 大学が独自に設定する科目
- (7) 教育職員免許法施行規則第66条の6に規定する科目

（教職課程の履修及び単位の修得方法）

第5条 教職課程を履修し、第2条に規定する免許状を得ようとする者は、次の表に掲げる免許状の種類及び免許教科の区分に応じ、それぞれ前条各号に定める科目の区分に定める単位を修得しなければならない。

学科	免許状の種類	領域及び保育内容の指導法に関する科目	教科及び教科の指導法に関する科目	教育の基礎的理解に関する科目	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	教育実践に関する科目	大学が独自に設定する科目	免許法施行規則科目
こども学科	小学校教諭2種免許状		20	9	9	10	2	8
	幼稚園教諭2種免許状	15		11	5	10	2	8

※「大学が独自に設定する科目」は、免許法施行規則に定める最低修得単位数を超えて修得した単位をもって充てる。

2 前項に規定する免許状の種類に応じて開設する授業科目、単位数及び単位修得の方法は、別表第1から別表第2に定めるとおりとする。

(教職課程の履修登録及び取消)

第6条 教職課程を履修しようとする学生は、各学期の始めの所定の期日までに教職課程の履修を登録しなければならない。

2 前項の登録をしていない学生は、教職課程を履修することができない。

3 教職課程を履修している学生が、教職課程の履修を中止しようとするときは、各学期の始めの所定の期日までに教職課程の履修を取消さなければならない。

(教職課程科目の履修登録)

第7条 教職課程を履修し、別表第1又は別表第2に規定する科目を履修するときは、履修しようとする授業科目を登録しなければならない。

2 前項の履修登録及び授業科目の履修は、学則第41条の規定によるものとする。

(教育実習の履修資格)

第8条 教職課程を履修する学生のうち、小学校教諭2種免許状及び幼稚園教諭2種免許状を取得しようとする者で、第5条第2項に定める別表第1及び別表第2に掲げる授業科目中、「教育実習」を履修することができる者は、原則として、当該実習開始の前年度までに、次に掲げる授業科目を履修し、所定の単位を修得して、教職センター運営委員会において認められた者とする。

- | | |
|----------------|-----|
| ① 教育原理 | 2単位 |
| ② 教職概論 | 2単位 |
| ③ 教育相談とカウンセリング | 2単位 |
| ④ 教育実習講義Ⅰ | 2単位 |
| ⑤ 日本国憲法 | 2単位 |

(教育実習の履修方法等)

第9条 教育実習を履修する学生は、所定の期日までに「教育実習履修願」を教職センターに提出しなければならない。

2 前項の願出に基づき、教育実習の実習施設を指定し、その結果を当該学生に通知する。

(教育実習の履修の取消又は停止)

第10条 教育実習の履修は、本人の性行不良、学力劣等その他の事由により教員として適格性を欠くと認められる場合は、これを取り消し又は停止することができるものとする。

(教職実践演習の履修資格について)

第11条 教職課程を履修する学生のうち、小学校教諭2種免許状及び幼稚園教諭2種免許状を取得しようとする者で、第5条第2項に定める別表第1及び別表第2に掲げる授業科目中、「教職実践演習(幼・小)」を履修することができる者は、それぞれの免許状取得に必要な当該科目以外の全ての科目を修得済み又は当該科目と同一の開講時期に修得見込みの者に限る。

(教職課程の履修に係る費用の納付)

第12条 教職課程を履修しようとする学生及び履修している学生は、第6条に規定する教職課程の履修登録を行い、北翔大学学費等納付金規程の定めるところにより所定の教職課程履修費を納付しなければならない。

2 前項に定める教職課程履修費を所定の期日までに納付しないときは、教職課程の履修を取り消したものとみなす。

(教育職員免許状の申請手続き)

第13条 教育職員免許状の申請に関する手続きは、教職センターにおいて行う。

(雑則)

第14条 この規程に定めるもののほか、教職課程の履修に関し必要な事項は、教職センター運営委員会の議を経て、学長が別に定める。

(改正)

第15条 この規程の改正は、教授会の議を経て、学長が行う。

附 則

この規程は、平成14年4月1日から施行し、平成14年度入学生から適用する。

附 則 (服飾美術学科及び保健体育学科に置かれていた教職課程を廃止し、新たに人間総合学科に教職課程を置くことに伴う改正)

- 1 この規程は、平成15年4月1日から施行する。
- 2 平成15年3月31日に本学に在学する者については、なお従前の例による。

附 則 (学則の一部改正により教育課程の一部が変更されたことに伴い教科に関する科目の一部改正に伴う改正)

- 1 この規程は、平成16年4月1日から施行し、平成16年度入学者から適用する。
- 2 平成15年3月31日に本学に在学する者については、なお従前の例による。

附 則 (学則の一部改正により初等教育学科が廃止され、こども学科が設置されたこと、人間総合学科の教育課程が変更されたこと及び規程の整備等に伴う改正)

- 1 この規程は、平成17年4月1日から施行し、平成17年度入学者から適用する。
- 2 平成17年3月31日に本学に在学する者については、なお従前の例による。

附 則 (大学の名称変更及び事務局組織機構の変更に伴う改正)

- 1 この規程は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 平成17年3月31日に本学に在学する者については、なお従前の例による。

附 則 (規程の整備等に伴う改正)

- 1 この規程は、平成17年7月12日から施行し、平成17年度入学者から適用する。
- 2 平成17年3月31日に本学に在学する者については、なお従前の例による。

附 則 (教育課程の改正に伴う改正)

- 1 この規程は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 平成18年3月31日に本学に在学する者については、なお従前の例による。

附 則 (校名変更に伴う改正)

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (人間総合学科の中学校教諭2種免許状家庭、養護教諭2種免許状の課程認定取り下げ、機構改編及び教育課程の改正に伴う改正)

- 1 この規程は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 平成21年3月31日に本学に在籍する者については、なお従前の例による。

附 則 (法令改正、教育課程改正、機構改編及び規程の整備等に伴う改正)

- 1 この規程は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 平成22年3月31日に本学に在籍する者については、なお従前の例による。

附 則（規程の整備及び教育課程の変更に伴う改正）

- 1 この規程は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 平成23年3月31日に本学に在籍する者については、なお従前の例による。

附 則（人間総合学科の中学校教諭2種免許状（保健体育）の課程認定取り下げ及び規程の整備に伴う改正）

- 1 この規程は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 平成24年3月31日に本学に在籍する者については、なお従前の例による。

附 則（単位の修得方法、教育課程の改正及び規程の整備に伴う改正）

- 1 この規程は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 平成26年3月31日に本学に在籍する者については、なお従前の例による。

附 則（授業科目の一部について履修資格を定めたこと及び規程の整備に伴う改正）

- 1 この規程は、平成27年4月1日から施行する。但し、第12条については、平成26年度入学生から適用する。

附 則（単位の修得方法及び教育課程の改正に伴う改正）

- 1 この規程は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 平成28年3月31日に本学に在籍する者については、なお従前の例による。

附 則（教育職員免許法及び同施行規則の改正並びに規程の整備に伴う改正）

- 1 この規程は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 平成31年3月31日に本学に在籍する者については、なお従前の例による。

附 則（教育課程の変更に伴う改正）

- 1 この規程は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 令和3年3月31日に本学に在籍する者については、なお従前の例による。

附 則（教育職員免許法及び同施行規則の改正による事後調査対応を含む、教育課程の変更に伴う改正）

- 1 この規程は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 令和4年3月31日に本学に在籍する者については、なお従前の例による。

附 則（教育職員免許法施行規則の改正及び事後調査対応による教育課程の変更に伴う改正）

- 1 この規程は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 令和4年3月31日に本学に在籍する者については、なお従前の例による。

別表第1（第5条第2項関係）こども学科

小学校教諭2種免許状の授業科目及び単位修得方法

免許法施行規則に定める科目区分等及び最低修得単位数			左記に対応する本学開設授業科目及び単位数			
科目名			単位数	授業科目	単位数	備考
教科及び教科の指導法に関する科目	教科に関する専門的事項	国語（書写を含む。）	16	国語（書写を含む）	※2	必修科目1単位のほか、※印の9科目から2科目4単位以上選択必修
		社会		社会	※2	
		算数		算数	※2	
		理科		理科	※2	
		生活		生活	※2	
		音楽		音楽	※2	
		図画工作		図画工作	※2	
		家庭		家庭	※2	
		体育		体育	※2	
		外国語		小学校英語	①	
	各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）	国語科指導法		2	※印の3科目から2科目4単位以上を含め6科目12単位以上選択必修	
		社会科指導法		2		
		算数科指導法		2		
		理科指導法		2		
		生活科指導法		2		
		音楽科指導法		※2		
		図画工作科指導法		※2		
		家庭科指導法		2		
		体育科指導法		※2		
小 計			16	英語科指導法	1	
				小 計（必要修得単位数）	17	
教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想 教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。） 教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。） 幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程 特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解 教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）		教育原理	②		
			教職概論	②		
			（教育原理に含む）			
			教育心理学	②		
			特別支援教育基礎	①		
			教育課程論	②		
小 計			6	小 計（必要修得単位数）	9	
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	道徳の理論及び指導法 総合的な学習の時間の指導法 特別活動の指導法 教育の方法及び技術 情報通信技術を活用した教育の理論及び方法 生徒指導の理論及び方法 進路指導及びキャリア教育の理論及び方法 教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法		道徳指導法	①		
			総合的な学習の時間の指導法	①		
			特別活動指導法	①		
			教育の方法と技術（ICT活用を含む）	②		
			生徒指導（進路指導を含む）	②		
			教育相談とカウンセリング	②		
		6	小 計（必要修得単位数）	9		
教育実践に関する科目	教育実習 教職実践演習		教育実習講義Ⅰ	②		
			教育実習講義Ⅱ	②		
			教育実習	④		
		2	教職実践演習（幼・小）	②		
小 計			7	小 計（必要修得単位数）	10	
大学が独自に設定する科目			2			
小 計			2	小 計（必要修得単位数）	2	
合 計			37	合 計（必要修得単位数）	45	

教育職員免許法施行規則第66条の6に規定する科目

免許法施行規則に定める科目区分等及び最低修得単位数		左記に対応する本学開設授業科目及び単位数		
科目名	単位数	授業科目	単位数	備考
日本国憲法	2	日本国憲法	②	
体 育	2	健康体育（実技を含む）	②	
外国語コミュニケーション	2	英語コミュニケーションⅠ	②	
数理、データ活用及び人工知能に関する科目又は情報機器の操作	2	情報機器操作Ⅰ	②	
合 計	8	合 計（必要修得単位数）	8	

備考：1）本学が開設する授業科目中、○数字は必修科目の単位数を、※印数字は選択必修科目の単位数を示す。

2）「大学が独自に設定する科目」は、免許法施行規則に定める最低修得単位数を超えて修得した単位をもって充てる。

別表第2（第5条第2項関係）こども学科

幼稚園教諭2種免許状の授業科目及び単位修得方法

免許法施行規則に定める科目区分等及び最低修得単位数				左記に対応する本学開設授業科目及び単位数	
科目名			単位数	授業科目	単位数
領域及び 保育内容 の指導法 に関する 科目	領域に 関する 専門的 事項	健康	12	こどもと健康	①
		人間関係		こどもと人間関係	①
		環境		こどもと環境	①
		言葉		こどもと言葉	①
		表現		こどもと表現	①
	保育内容の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）			保育内容総論	②
				保育内容健康の指導法	①
				保育内容人間関係の指導法	①
				保育内容環境の指導法	①
				保育内容言葉の指導法	①
				保育内容表現の指導法	①
				こどもと器楽Ⅰ	①
				こどもと器楽Ⅱ	①
				こどもと器楽Ⅲ	①
				こどもと絵本	2
小 計			12	小 計（必要修得単位数）	15
教育の基礎的 理解に 関する 科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想		6	教育原理	②
	教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）			保育原理	②
				教職概論	②
				（教育原理に含む）	
	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）			教育心理学	②
	幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程			特別支援教育基礎	①
	特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解			教育課程論	②
教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）					
小 計			6	小 計（必要修得単位数）	11
道徳、総合的な学 習の時間 等の指導 法及び生 徒指導、 教育相談 等に 関する 科目	教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）		4	教育の方法と技術（ICT活用を含む）	②
	幼児理解の理論及び方法			こどもの理解と援助	①
	教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法			教育相談とカウンセリング	②
小 計			4	小 計（必要修得単位数）	5
教育実践 に関する 科目	教育実習		5	教育実習講義Ⅰ	②
	教職実践演習			教育実習講義Ⅱ	②
				教育実習	④
			2	教職実践演習（幼・小）	②
小 計			7	小 計（必要修得単位数）	10
大学が独自に設定する科目			2		
小 計			2	小 計（必要修得単位数）	2
合 計			31	合 計（必要修得単位数）	41

教育職員免許法施行規則第66条の6に規定する科目

免許法施行規則に定める科目区分等及び最低修得単位数		左記に対応する本学開設授業科目及び単位数	
科目名	単位数	授業科目	単位数
日本国憲法	2	日本国憲法	②
体 育	2	健康体育（実技を含む）	②
外国語コミュニケーション	2	英語コミュニケーションⅠ	②
数理、データ活用及び人工知能に関する科目又は情報機器の操作	2	情報機器操作Ⅰ	②
合 計	8	合 計（必要修得単位数）	8

備考：1）本学が開設する授業科目中、○数字は必修科目の単位数を示す。

2）「大学が独自に設定する科目」は、免許法施行規則に定める最低修得単位数を超えて修得した単位をもって充てる。

6) 放送大学単位互換について

放送大学は、放送大学学園（文部科学省・総務省所管）によって設置された正規の大学です。

近年の多様な学習意欲の高まりに対応したカリキュラムが組まれており、学士・修士の学位取得やキャリアアップ・自己実現など、生涯学習を目指す方が幅広く学んでいます。

本学では、本学が指定する授業科目を受講し単位を取得した場合、その単位を本学の卒業単位として認定する制度を設けています。学科ごとに教育目標に合うカリキュラムを選択し、学期が始まる前にお知らせします。放送大学のカリキュラムを受講できる学期は、原則として1年次後学期と2年次前学期です。

受講手続き

- ・ 指定の期日までに「履修願」を学習支援オフィスに提出。
- ・ 本学教授会において履修を承認。
- ・ 1科目2単位につき11,000円の授業料を納付します。

展開方法

- ・ 授業は本学の指定された教室または北海道学習センター（北海道大学構内）で、ビデオテープ、オーディオテープにより行われます。
 - * 受講者数が40人を超えた場合は本学で、40人未満の場合は北海道学習センター（北海道大学構内）で行います。
- ・ 講義回数は1学期につき15回（週1回、45分）です。
- ・ 授業料には印刷教材（テキスト）が含まれます。
- ・ 学期途中に1回のレポートの提出が求められます。
- ・ 各学期の授業終了後に単位認定試験が実施されます。
- ・ 放送大学で取得した単位を卒業要件単位として認定する場合は選択科目とします。認定できる単位数の上限は、15単位です。

7) 札幌圏大学・短期大学間単位互換協定について

単位互換制度とは、この制度に参加する協定大学が提供する単位互換科目を各大学で履修し、それを所属大学の単位として認定する制度です。

この制度では、各大学（学部・学科）の特色ある科目が単位互換科目として提供されています。自分の専攻を深めるため、あるいは自分の大学にない科目を学ぶためなど、学生のみなさんの幅広い関心と興味に応じた履修機会が大幅に広がることが期待されています。

2023年度は札幌圏の11大学（北翔大学・札幌学院大学・札幌国際大学・札幌大学・東海大学・藤女子大学・北星学園大学・北海道科学大学・北海道情報大学・北海道文教大学・酪農学園大学）と3短期大学（北翔大学短期大学部・札幌国際大学短期大学部・北星学園大学短期大学部）が協定大学となっています。

単位互換協定大学に在学する2年次以上の学生であれば、所属する大学の許可を受け、出願することができます。1年間に履修できる単位数は全ての協定大学を合わせて10単位で、授業料は原則として無料です（実習・実験等の授業で実費等の経費が必要な場合は徴収します）。

単位互換の各大学の提供科目や出願手続きなどについては4月上旬に説明会を開催します。また詳しいことについては学習支援オフィスにお問い合わせください。

3. 学費等納付金について

1) 学費等納付金

	内 訳		前学期	後学期	年度計
一般学生 2 年	学費	入 学 金	230,000円	— 円	230,000円
		授 業 料	410,000円	410,000円	820,000円
		施 設 設 備 費	125,000円	125,000円	250,000円
		計	765,000円	535,000円	1,300,000円
	その他の経費	自治会費（年額）	5,000円	— 円	5,000円
		保険料（2年分）	2,430円	— 円	2,430円
		同窓会費（終身）	40,000円	— 円	40,000円
		計	47,430円	— 円	47,430円
合計		812,430円	535,000円	1,347,430円	
長期履修学生 3 年	学費	入 学 金	230,000円	— 円	230,000円
		授 業 料	273,400円	273,400円	546,800円
		施 設 設 備 費	83,400円	83,400円	166,800円
		計	586,800円	356,800円	943,600円
	その他の経費	自治会費（年額）	5,000円	— 円	5,000円
		保険料（3年分）	3,620円	— 円	3,620円
		同窓会費（終身）	40,000円	— 円	40,000円
		計	48,620円	— 円	48,620円
合計		635,420円	356,800円	992,220円	
長期履修学生 4 年	学費	入 学 金	230,000円	— 円	230,000円
		授 業 料	205,000円	205,000円	410,000円
		施 設 設 備 費	62,500円	62,500円	125,000円
		計	497,500円	267,500円	765,000円
	その他の経費	自治会費（年額）	5,000円	— 円	5,000円
		保険料（4年分）	4,660円	— 円	4,660円
		同窓会費（終身）	40,000円	— 円	40,000円
		計	49,660円	— 円	49,660円
合計		547,160円	267,500円	814,660円	

※長期履修学生の授業料と施設設備費は、一般学生2年間の総額を長期履修が認められた期間で除した金額になります。長期履修学生3年においては差額が生じますので、最終年次（3年次）に調整いたします。

※長期履修学生3年の3年次学費等

内訳	前学期	後学期	合計
授 業 料	273,200円	273,200円	546,400円
施 設 設 備 費	83,200円	83,200円	166,400円
自 治 会 費	5,000円	— 円	5,000円
計	361,400円	356,400円	717,800円

※長期履修学生が履修期間の短縮を認められた場合は、すでに納付済みの学費等を除いた残りの学費等を残りの学期で納付していただきます。

※入学金・保険料・同窓会費は初年度のみ。ただし、2年（長期履修学生は3・4年）を超えて在籍する場合は、別途保険料が必要となります。

※経済情勢などの変動により金額が改定されることがあります。

2) 別途徴収となる実習費・履修費

下記の特定期科目等履修者については、別途実験実習料を納付していただきます。なお、備考に記載している年次は、標準履修年次等です。

特定科目等	実験実習料	備 考
教職課程履修費 (幼・小二種免許状)	総 額 40,000円	(一般学生) 1 年次 20,000円 ※長期履修学生は在学する最終年次の前年度
		(一般学生) 2 年次 20,000円 ※長期履修学生は最終年次
保育士資格履修費	総 額 55,000円	(一般学生 2 年) 1 年次 20,000円・2 年次 35,000円
		(長期履修学生 3 年) 2 年次 20,000円・3 年次 35,000円
		(長期履修学生 4 年) 3 年次 20,000円・4 年次 35,000円

※上記実験実習料の金額については、実習費用などの上昇及び教育職員免許状の取得方法並びに履修規程の改正などにより変更する場合があります。

※上記の他にも、演習・実習・見学・資格取得などで、別途費用が必要となる場合があります。

3) 納付期日

学費等の納付については、財務会計課から本学所定の振込依頼書を送付いたします(年2～4回)ので、必ずこの振込依頼書を使用して銀行などの金融機関の窓口でお振り込みください。振込依頼書の送付予定日及び納付期日は下記のとおりです。

回	振込依頼書送付予定日	納付期日	納付内容
1 回目	3 月中旬 (初年度は合格通知等に同封)	4 月30日 (初年度は入学手続時)	前学期 授業料 前学期 施設設備費 自治会費(年額)
2 回目	6 月下旬	7 月下旬	前学期(通年含む) 実験実習料
3 回目	8 月中旬	9 月30日	後学期 授業料 後学期 施設設備費
4 回目	11 月中旬	12 月中旬	後学期 実験実習料

※特定科目等を履修していない場合、2 回目・4 回目の実験実習料は発生いたしませんので、振込依頼書の送付はありません。

※実験実習料の前学期・後学期については、授業等が開講される学期になりますので、講義要綱でご確認ください。

※納付期日が金融機関の休業日にあたる場合は、翌営業日が納付期日となります。

※入学後の振込依頼書(2 回目以降)は、入学手続時に提出された誓約書に記載されている連帯保証人宛に送付いたします。連帯保証人以外の者が学費を負担する場合は手続きが必要となりますので、財務会計課(TEL (011) 387-3393)にお問い合わせください。